



【軽自動車・名義変更】 必要書類チェックリスト

【名義変更でご郵送いただく書類】

旧所有者＝現時点で車検証の所有者欄（または使用者欄）に記載されている方

新所有者＝名義変更して所有者になろうとする方（購入者・譲受人）

(1) 車検証（原本）

現在の車検証の原本です。

(2) **旧**所有者の申請依頼書

転居などで旧所有者の車検証上の住所が変更になっている場合でも、車検証上の住所をご記入下さい。婚姻などで氏が変わっている場合も車検証に記載されている氏名をご記入下さい。

必要であれば、下記PDFの申請依頼書を印刷してお渡し下さい。

旧所有者と新所有者が同じ用紙に記入しても、2枚に分けて記入してもどちらでも構いません。

申請依頼書 ⇒ https://www.koike-office.com/pdf/touroku/k_iraisyyo.pdf

記入例 ⇒ https://www.koike-office.com/pdf/touroku/k_iraisyyo_meihen_ex.pdf

(3) **新**所有者の住民票（法人は登記事項証明書）または印鑑証明書

個人は住民票または印鑑証明書、法人は登記事項証明書または印鑑証明書が必要になります。いずれもコピーでも原本でもどちらでも構いません。

住民票はマイナンバーの記載がないものをご用意ください。

法人の場合、使用者が支店や営業所等で登記事項証明書、印鑑証明書のいずれも存在しない場合は、公共料金の領収書や課税証明書等の所在が証明できる書類が必要となります。

▽ 次ページに続く

□（４）新所有者の申請依頼書

新所有者の申請依頼書です。上記（２）の旧所有者の申請依頼書にまとめて記入してもいいですし、２枚に分けて記入してもどちらでも構いません。

必要であれば、下記PDFの申請依頼書を印刷してお渡し下さい。

申請依頼書 ⇒ https://www.koike-office.com/pdf/touroku/k_iraisyo.pdf

記入例 ⇒ https://www.koike-office.com/pdf/touroku/k_iraisyo_meihen_ex.pdf

□（５）ナンバープレート（前後２枚）

管轄外からの転入（※）や希望ナンバーにする場合に必要となります。

（※）例えば、福岡市の方が大阪の方から軽自動車を購入した場合、あるいは親子間の譲渡で福岡県春日市の子が北九州市の親から軽自動車を譲り受けた場合など。

変更になる場合は、前後のナンバープレートを取り外して、上記書類と一緒に送り下さい。手続きが完了しましたら車検証と一緒に新しいナンバープレートを送りしますので、お取り付け下さい。（「出張ナンバープレート交換」をご利用の場合は、郵送不要です）

ナンバーに変更がない場合、または「出張ナンバープレート交換」をご利用の場合は、（１）～（４）の書類のみお送り下さい。

状況に応じて必要となる書類

車検証上の所有者がローン会社・リース会社・ディーラーなどになっている場合は、所有者にご連絡いただき、名義変更についての必要書類（旧所有者の申請依頼書等）をお取り寄せ下さい。

▽ 次ページに続く（郵送先・お問い合わせ先）

【書類の郵送先】

名義変更の手続き代行をご依頼の際は、下記の宛先まで上記書類をご郵送下さい。

【郵送先】

〒811-1302
福岡県福岡市南区井尻1-37-32-305
小池行政書士事務所 宛

ご依頼やお問い合わせは、下記までお気軽にご連絡いただけますと幸いです。

TEL : 080-7004-7200

軽自動車の名義変更代行の詳細、費用等は下記ページをご覧ください。

<https://www.koike-office.com/car-service/k-meihen/>